

様

福島警戒区域残留犬猫救護、管理に関する緊急措置の要望書

全国動物ネットワーク代表 鶴田真子美（参加153団体は裏面に記載）

THE ペット法塾代表 弁護士 植田勝博

APF 通信社 代表取締役 山路 徹

TNR 日本動物福祉病院代表 結 昭子

被災住民の会代表 吉田美恵子

福島警戒区域には、犬、猫などの被災動物がまだ多く取り残されています。

行政が把握しているだけで330人の飼い主さんが、未だにみつからない犬猫を探し続けています。行政が把握していない飼い主さんもいます。警戒区域内に猫は第四世代まで確認されている今、動物愛護の観点だけでなく、住民の安全や環境保全のためにも、公に認められ、適切に管理された保護救助活動、給餌給水活動、繁殖防止活動（TNR）が必要なはずで、これらは公益性が高く、震災復興に大きく寄与する活動です。しかしながら、これらの目的でのボランティアによる公益立ち入りは認められておりません。こうしたことに熟達した団体、個人ボランティアが公に認められて秩序正しく活動してこそ大きな成果が期待できます。厳冬を前に、今ここに再度要望いたします。

1) 認可団体の立ち入り活動再開と継続

平成23年12月に環境省、福島県、村により16民間団体が認可されて警戒区域内で犬猫の救出を行い熟達した技術で犬猫合わせ数百頭を保護することができました。小中学生対象に行った被災地アンケート結果（平成24年2月浪江町発表）では震災でペットを失ったことが子ども達の大きなストレスになっていることが分かりましたが、小中学生だけではなく被災家族全員にとっても、この時救出された犬猫は復興への心の支えになっています。飼い主さんが見つからなかったり、事情があって再び飼うことができない犬猫は民間団体などが健康管理や不妊措置を施し新たな飼い主さんに橋渡し被災地への理解に役立っています。この有意義なプロジェクトを早急に再開し、頻回に継続して実施して下さい。

2) 動物救護給餌給水と繁殖防止活動（TNR）を公益立ち入りとする

公益立ち入りで警戒区域内に入る人に便乗させてもらって、苦労を重ねながら給餌保護活動をしたり、特に猫の繁殖を防ぐための活動（TNR・・・保護捕獲し不妊手術後、元の場所に戻す方法であり世界中で公益性が認められている）をしている人たちがいます。これらの活動を公益立ち入りの目的の一つに認めて、警戒区域内で活動できるようにしてください。

※主旨にご賛同くださる団体様、個人様は以下に署名のうえ本要望書を環境省、福島県、町役場、お知り合いの国会議員の先生等あてにお使いください。 転載、引用、コピー歓迎いたします。

この要望書の内容に賛同いたします

団体、個人名

住所

お問い合わせ 全国動物ネットワーク事務局 Fwin5675@nifty.com

FAX 029-851-5586